

【公開版】

提出年月日	令和2年8月12日 R4
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第4条：閉じ込めの機能

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表

1章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

閉じ込めの機能に係る記載について、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、事業許可基準規則という。）とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針（以下、MOX指針という。）の比較により、事業許可基準規則第四条において追加された要求事項を整理する。（第1表）

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (1/8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
<p>(閉じ込めの機能) 第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p>	<p>(MOX指針) 指針4. 閉じ込めの機能 MOX燃料加工施設は、以下の対策を講ずることにより、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計であること。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(解釈) 1 第4条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込める」とは、放射性物質を系統、機器等に閉じ込めること、又は漏えいした場合においても、系統若しくは機器を収納するグローブボックス、構築物等の内に保持することをいう。</p>	<p>(MOX指針) 指針4. 閉じ込めの機能 1. MOXを非密封で取扱う設備・機器は、作業環境中にMOXを飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納すること。ただし、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する場合は、この限りではない。</p> <p>(MOX指針 解説) 指針4. 閉じ込めの機能 1. 「グローブボックスと同等の閉じ込め機能」とは、内部を常時負圧状態に維持し得る閉じ込めの機能をいう。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (2/8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>2 第4条に規定する「閉じ込めることができる」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器は、放射性物質の漏えいを防止できる設計であること。また、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策が講じられていること。</p> <p>二 放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知することができること。検知された漏えいの拡大を防止することができること。</p>	<p>(MOX指針)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>1. MOXを非密封で取扱う設備・機器は、作業環境中にMOXを飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納すること。ただし、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する場合は、この限りではない。</p> <p>(MOX指針 解説)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>1. 「グローブボックスと同等の閉じ込め機能」とは、内部を常時負圧状態に維持し得る閉じ込めの機能をいう。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (3/8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>六 一から五までの規定に加え、プルトニウムを取り扱う加工施設においては、以下の各号に掲げる設計上の対策が講じられていること。</p> <p>③ 換気設備により、プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保たれていること。</p>	<p>(MOX指針)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>2. MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、以下の事項を満足する換気設備を設けること。</p> <p>(2) 換気設備により、MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保たれていること。また、それぞれの気圧は、原則として、核燃料物質の飛散のおそれのある順に低くすること。</p> <p>(MOX指針 解説)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>3. 「原則として、常時負圧に保たれていること」とは、「MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器」の内部を常時負圧状態に維持し得る設計であることを求めるものの、「ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物」に対しては、局所排気設備の設置等、適切な閉じ込め対策がなされていれば、必ずしも常時負圧状態の維持を求めるものではないことをいう。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (4 / 8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
<p>(解釈) 三 放射性物質を気体又は液体で扱う系統及び機器は、放射性物質の逆流により、放射性物質が拡散しない設計であること。換気設備においても同様である。</p>	<p>(MOX指針) 指針4. 閉じ込めの機能 2. MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、以下の事項を満足する換気設備を設けること。 (1) 換気設備は、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造であること。</p> <p>(MOX指針 解説) 指針4. 閉じ込めの機能 2. 「換気設備」には、給気口のフィルタ、逆止弁、ダクト、フィルタ、排風機等を含む。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (5/8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
<p>(解釈) 四 排気設備には、フィルタ等の放射性物質を除去するための設備が適切に設けられていること。</p>	<p>(MOX指針) 指針4. 閉じ込めの機能 2. MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、以下の事項を満足する換気設備を設けること。 (3) 換気設備には、フィルタ等の核燃料物質を除去するための設備・機器が適切に設けられていること。</p>	<p>前記のとおり</p>
<p>(解釈) 五 設計基準事故時においても可能な限り負圧維持，漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されるよう設計されており，設計基準事故時において，公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう，事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる機能を有する設計であること。</p>	<p>(MOX指針) 指針4. 閉じ込めの機能 3. 事故時において，放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため，漏えいの少ない構造とするとともに，必要に応じて適切な換気設備を設けること。 (MOX指針 解説) 指針4. 閉じ込めの機能 4. 「事故時において，放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため，漏えいの少ない構造とするとともに，必要に応じて適切な換気設備を設ける」とは，事故想定時において換気設備等の一部について，その機能が損なわれることがあっても，MOX燃料加工施設全体としてみたときには，一般公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさないように，十分な閉じ込めの機能が確保されることをいう。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (6/8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>六 上記一から五までの規定に加え、プルトニウムを取り扱う加工施設においては、以下の各号に掲げる設計上の対策が講じられていること。</p> <p>① プルトニウムを含む物質を非密封で取り扱う設備・機器は、作業環境中にプルトニウム等が飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納されていること又はグローブボックスと同等の閉じ込めの機能（内部を常時負圧状態に維持し得る閉じ込めの機能）を有する構造であること。</p>	<p>(MOX指針)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>1. MOXを非密封で取扱う設備・機器は、作業環境中にMOXを飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納すること。ただし、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する場合は、この限りではない。</p> <p>(MOX指針 解説)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>1. 「グローブボックスと同等の閉じ込め機能」とは、内部を常時負圧状態に維持し得る閉じ込めの機能をいう。</p>	<p>前記のとおり</p>
<p>② プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、逆流を防止する換気設備（逆止弁、ダクト、フィルタ、排風機等を含む。）が設けられていること。</p>	<p>(MOX指針)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>2. MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、以下の事項を満足する換気設備を設けること。</p> <p>(1) 換気設備は、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造であること。</p> <p>(MOX指針 解説)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>2. 「換気設備」には、給気口のフィルタ、逆止弁、ダクト、フィルタ、排風機等を含む。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (7/8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>③ 換気設備により、プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保たれていること。</p>	<p>(MOX指針)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>2. MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、以下の事項を満足する換気設備を設けること。</p> <p>(2) 換気設備により、MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保たれていること。また、それぞれの気圧は、原則として、核燃料物質の飛散のおそれのある順に低くすること。</p> <p>(MOX指針 解説)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>1. 「グローブボックスと同等の閉じ込め機能」とは、内部を常時負圧状態に維持し得る閉じ込めの機能をいう。</p>	<p>前記のとおり</p>
<p>④ 上記③の「ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物」に対しては、局所排気設備の設置等、適切な閉じ込めの対策がなされていれば、必ずしも常時負圧状態の維持を求めるものではない。</p>	<p>(MOX指針 解説)</p> <p>指針4. 閉じ込めの機能</p> <p>3. 「原則として、常時負圧に保たれていること」とは、「MOXを取扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を必要とする設備・機器」の内部を常時負圧状態に維持し得る設計であることを求めるものの、「ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物」に対しては、局所排気設備の設置等、適切な閉じ込め対策がなされていれば、必ずしも常時負圧状態の維持を求めるものではないことをいう。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業許可基準規則第4条とMOX指針 比較表 (8 / 8)

事業許可基準規則 第4条 (閉じ込めの機能)	MOX指針	備考
(解釈) ⑤ 核燃料物質の飛散のおそれのある部屋の床・壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい材料で仕上げられていること。	(MOX指針) 指針4. 閉じ込めの機能 4. 核燃料物質の飛散のおそれのある部屋の床・壁の表面は、除染が容易で、腐食し難い材料で仕上げること。	前記のとおり

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（1/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (閉じ込めの機能)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。</p> <p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 第4条 (閉じ込めの機能)</p> <p>1 第4条に規定する「限定された区域に適切に閉じ込める」とは、放射性物質を系統、機器等に閉じ込めること、又は漏えいした場合においても、系統若しくは機器を収納するグローブボックス、構築物等の内に保持することをいう。</p>	<p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 基本的な考え方 加工施設は、放射性物質を限定した区域に閉じ込めるため、以下の設計を行う。</p> <p>① 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、グローブボックスに収納する設計とするか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする。(グローブボックス及びこれと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器を以下、「グローブボックス等」という。)</p> <p>(2) グローブボックス (グローブボックスの詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>(6) グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器 ① 均一化混合装置 均一化混合装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、缶体は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。混合機の上部及び下部はグローブボックスにフランジ等で</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込める設計とする。MOX燃料加工施設において、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるための機能に係る安全機能を有する施設の設計の基本方針は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 閉じ込めの機能に関する基本的な考え方 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、系統、機器又はグローブボックスに放射性物質を閉じ込め、漏えいした場合においても、工程室及び燃料加工建屋内に保持することができる設計とする。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込めの機能 (1) 通常時における基本的な考え方 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、系統、機器又はグローブボックスに放射性物質を閉じ込め、漏えいした場合においても、工程室及び燃料加工建屋内に保持することを基本とする。</p> <p>MOX燃料加工施設において、非密封のMOXを取り扱う場合、系統、機器、グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置で取り扱う設計とする。この他、MOX及びウランは、閉じ込め機能を確保した状態でオープンポートボックス、フード、混合酸化物貯蔵容器、ウラン粉末缶又は溶接後の燃料棒に収納した状態で取り扱う。</p> <p>このため、以下の①から⑨の設計上の対策を講ずる。</p> <p>なお、非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋を工程室として定義する。</p> <p>① グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、作業環境中にMOXが飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納する設計とするか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする。</p> <p>a. グローブボックス (グローブボックスの詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>b. グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器</p>	<p>「放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」について、既許可申請書添付書類五 ロ. 放射線安全設計には、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるためのグローブボックス等、グローブボックス等を収納する構築物及び換気設備の設計方針について記載している。</p> <p>規則解釈は、指針を踏まえたものであり、新たに追加された要求事項はない。</p> <p>また、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであることより、既許可の設計方針は新たな規則に相当するものである。</p> <p>したがって、規則において、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、既許可申請書添付書類五の記載内容の本文への取り込み、規則解釈の記載に合わせた追記又は修正、内容の明確化及び用語の統一の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【既許可申請書添付書類五の記載内容の本文への取り込み】 添付書類五 ロ. 放射線安全設計に記載した事項を規則解釈に合わせて本文に記載</p> <p>【規則解釈の記載に合わせた追記又は修正】</p> <p>【内容の明確化及び用語の統一】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容を明確化するために必要となる単語、文章及びタイトルを追加又は修正 低レベル廃液処理設備における放射性物質の濃度が低い廃液の閉じ込めについて、記載を追記 分析設備における放射性物質及び放射性物質濃度が低いことを確認した廃液の閉じ込めについて、記載を追記 用語の統一 <p>【均一化混合装置について、既許可ではグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器の一つとしていたが、グローブボックスに収納する設計に見直しのため、記載を削除する(「ロ. (イ) (1) ① a. グローブボックス」に包含される。)】</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (2/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>接続する構造とする。また、缶体内部は通気口を介してグローブボックスと通気させることにより、グローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>② 焼結炉 (焼結炉の詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>③ スタック乾燥装置 (スタック乾燥装置の詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>④ 小規模焼結処理装置 (小規模焼結処理装置の詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>(1) 基本的な考え方 ① (上述のため一部省略) 非密封のウランを取り扱うか、挿入溶接後のMOX燃料棒の汚染検査等を行う設備・機器は、フード又はオープンポートボックス(以下、「フード等」という。)に収納する設計とする。</p> <p>④ 原料MOX粉末は、混合酸化物貯蔵容器に封入された状態で受け入れる。</p>	<p>(a) 焼結炉 (焼結炉の詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>(b) スタック乾燥装置 (スタック乾燥装置の詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>(c) 小規模焼結処理装置 (小規模焼結処理装置の詳細は、規則解釈第2項第一号及び第六号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>② オープンポートボックス 非密封のウランを取り扱う設備・機器、挿入溶接後のMOX燃料棒の汚染検査を行う設備・機器等は、オープンポートボックスに収納する設計とする。</p> <p>③ フード (フードの詳細は、規則解釈第2項第一号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>④ 混合酸化物貯蔵容器 粉末缶に収納した原料MOX粉末は、混合酸化物貯蔵容器に封入され、閉じ込めの機能が確保された状態で再処理施設から受け入れる。 (混合酸化物貯蔵容器の詳細は、規則解釈第2項第一号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>⑤ ウラン粉末缶 (ウラン粉末缶の詳細は、規則解釈第2項第一号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>⑥ 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、分析済液処理装置で分析済みの液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が低い廃液を取り扱う。 a. 低レベル廃液処理設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とする。</p> <p>⑦ 分析設備 (分析設備の詳細は、規則解釈第2項第一号から第三号及び第六号の部分に記載するため、一部省略する)</p> <p>(b) 分析済液処理装置で放射性物質濃度が低いことを確認した廃液は、グローブボックスに収納しない系統及び機器で閉じ込める設計とする。</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (3/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>⑤ 事故時において、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、汚染のおそれのある管理区域は、漏えいの少ない構造とするとともに、必要に応じ適切な換気設備を設ける。</p> <p>(4) 建物・構築物</p> <p>① 構造</p> <p>a. グローブボックス等及びフード等を直接収納する構築物（以下、「グローブボックスを設置する部屋等」という。）は、漏えいの少ない構造とし、廊下等より気圧を低く維持する設計とする。万一、グローブボックス等及びフード等から核燃料物質の漏えいが発生した場合には、その核燃料物質が廊下等へ漏えいし難い設計とする。</p> <p>(5) 換気設備</p> <p>(換気設備の詳細は、規則解釈第2項第二号、第三号及び第六号の部分に記載するため、一部省略する)</p> <p>① 構造</p> <p>換気設備は、排気ダクトをフランジ接続等とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造とする。</p> <p>② 負圧順序</p> <p>気圧は、廊下等、グローブボックスを設置する部屋等、グローブボックス等の順に低くし、核燃料物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p>	<p>(設計基準事故を含む異常時の詳細については、規則解釈第2項第五号の部分に記載するため、省略する)</p> <p>⑧ 建物・構築物</p> <p>a. 構造</p> <p>(a) 工程室の床、壁及び天井は、搬出入扉、避難用扉等を除き開口部を有しないことにより放射性物質の漏えいの少ない構造とし、工程室外の廊下等より気圧を低く維持する設計とする。</p> <p>(e) 燃料加工建屋は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、汚染のおそれのある管理区域の境界の床、壁及び天井は、搬出入扉、避難用扉等を除き開口部を有しないことにより漏えいの少ない構造とする。</p> <p>⑨ 換気設備</p> <p>(換気設備の詳細は、規則解釈第2項第二号、第三号及び第六号の部分に記載するため、一部省略する)</p> <p>a. 構造</p> <p>換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、放射性物質が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい構造とする。</p> <p>b. 負圧順序</p> <p>負圧順序は、負圧が深い方からグローブボックス等、工程室等、工程室外の廊下等の順になるようにし、放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(a) グローブボックス等は、グローブボックス排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>(b) 工程室は、工程室排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(c) 燃料加工建屋は、建屋排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（4/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>2 第4条に規定する「閉じ込めることができる」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器は、放射性物質の漏えいを防止できる設計であること。また、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策が講じられていること。</p>	<p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 基本的な考え方</p> <p>① 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、グローブボックスに収納する設計とするか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする。（グローブボックス及びこれと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器を以下、「グローブボックス等」という。）</p> <p>(2) グローブボックス ① 構造 グローブボックスは、ステンレス鋼製の本体を溶接等により加工し、その操作面にグローブポートを有する透明なパネル等をガスケットを介して取り付け、給気口及び排気口を除き密閉でき、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。また、分析設備で液体状のプルトニウムを取り扱うグローブボックスは、液体がグローブボックス外に漏えいし難い構造とする。</p> <p>なお、グローブボックスは、必要に応じその閉じ込めを損なうことなく物品等の搬出入が行える設計とする。</p> <p>(6) グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器 ① 均一化混合装置 均一化混合装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、缶体は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。混合機の上部及び下部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、缶体内部は通気口を介してグローブボックスと通気させることにより、グローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>② 焼結炉 焼結炉は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、炉体は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。炉体の前部及び後部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、グローブボックス排風機の連続運転によってグローブボックスと同様に炉体内部を常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>焼結炉に水素・アルゴン混合ガス等を供給する際は、グローブボックス排風機の連続運転に加え、排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 <u>(ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造</u> <u>(1) 閉じ込め機能に関する基本的な考え方</u> <u>通常時及び異常時における放射性物質の閉じ込めに関する基本方針は以下のとおりである。</u> ① 通常時における閉じ込めに関する基本方針 <u>放射性物質を収納する系統及び機器は、放射性物質の漏えいを防止できる設計とする。また、内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 通常時における基本的な考え方 ① グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、作業環境中にMOXが飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納する設計とするか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする。</p> <p>a. グローブボックス (a) 構造 グローブボックスは、ステンレス鋼製の本体を溶接及びボルト締結により加工し、その操作面にグローブポートを有する透明なパネル等をガスケットを介して取り付け、給気口及び排気口を除き密閉でき、<u>漏れ率を日本産業規格に基づく多量な放射性物質を取り扱うグローブボックスの漏れ率と同等の0.25vol%/h以下にすることにより、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。</u> なお、グローブボックスは、その閉じ込め機能を損なうことなく物品の搬出入が行える設計とする。</p> <p>b. グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器</p> <p>(a) 焼結炉 焼結炉は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、炉体は溶接構造等とし、<u>放射性物質が漏えいしにくい構造とする。</u>炉体の前部及び後部はグローブボックスにフランジで接続する構造とする。また、グローブボックス排風機の連続運転に加え、<u>排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部を負圧に維持する設計とする。</u></p>	<p>「放射性物質の漏えいを防止できる設計であること」及び「内包する物質の種類に応じて適切な腐食対策が講じられていること」について、既許可申請書添付書類五 ロ. 放射線安全設計には、放射性物質を収納するグローブボックス等の設計方針について記載している。</p> <p>規則解釈は、指針を踏まえたものであり、新たに追加された要求事項はない。</p> <p>また、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであることより、既許可の設計方針は新たな規則に相当するものである。</p> <p>したがって、規則において、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、規則解釈の記載に合わせた追記又は修正、内容の明確化及び用語の統一の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【規則解釈の記載に合わせた追記又は修正】</p> <p>【内容の明確化及び用語の統一】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容を明確化するために必要となる単語、文章及びタイトルを追加又は修正 明確化のため具体的な漏えい率及び空気流入風速について追記 混合酸化物貯蔵容器から原料MOX粉末を収納した粉末缶をグローブボックスの内側に取り出す旨を追記 ウラン粉末缶による閉じ込め、オープンポート内でウラン粉末缶から原料ウラン粉末を取り出す旨及びグローブボックス内でウラン合金ボールを取り出す旨を追記 低レベル廃液処理設備における放射性物質の濃度が低い廃液の閉じ込めについて、記載を追記 分析設備における放射性物質及び放射性物質濃度が低いことを確認した廃液の閉じ込めについて、記載を追記 用語の統一 <p>【均一化混合装置について、既許可ではグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器の一つとしていたが、グローブボックスに収納する設計に見直したため、記載を削除する（「ロ. (イ) (1) ① a. グローブボックス」に包含される。）】</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (5/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>③ スタック乾燥装置 スタック乾燥装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、乾燥機は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。乾燥機の前部及び後部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、乾燥機内にアルゴンガスを供給する際はアルゴンガスを循環するとともに、グローブボックス排風機の連続運転によって一部のアルゴンガスを排気することにより、乾燥機内部をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>④ 小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、炉体は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。炉体の上部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、グローブボックス排風機の連続運転によってグローブボックスと同様に炉体内部を常時負圧に維持する設計とする。 小規模焼結処理装置に水素・アルゴン混合ガス等を供給する際は、グローブボックス排風機の連続運転に加え、小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>(1) 基本的な考え方 ① (上述のため一部省略) 非密封のウランを取り扱うか、挿入溶接後のMOX燃料棒の汚染検査等を行う設備・機器は、フード又はオープンポートボックス（以下、「フード等」という。）に収納する設計とする。</p> <p>(3) フード等 ① 構造 (フードは後述するため一部省略) オープンポートボックスは、基本的にグローブボックスと同じ構造であるがグローブポートの一部が開口状態となっている。開口部から空気が流入することによって、核燃料物質が外部へ飛散することを防止する設計とする。</p> <p>② 給排気・風速 フード等の給排気系統を添5第9図放射性気体廃棄物の処理系統図に示す。 フード等は室内の空気を開口部から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気し、開口部の空気流入風速を所定値以上に維持する設計とする。</p> <p>(3) フード等 ① 構造 フードは、金属製の箱形で開口窓を調整できる構造とし、開口部から空気が流入することによって、核燃料物質が外部へ飛散することを防止する設計と</p>	<p>(b) スタック乾燥装置 スタック乾燥装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、乾燥機は溶接構造等とし、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。乾燥機の前部及び後部はグローブボックスにフランジで接続する構造とする。 また、乾燥機内にアルゴンガスを供給する際は、アルゴンガスを循環するとともに、グローブボックス排風機の連続運転によって一部のアルゴンガスを排気することにより、乾燥機内部を負圧に維持する設計とする。</p> <p>(c) 小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、炉体は溶接構造等とし、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。炉体の上部はグローブボックスにフランジで接続する構造とする。 また、グローブボックス排風機の連続運転に加え、小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部を負圧に維持する設計とする。</p> <p>② オープンポートボックス 非密封のウランを取り扱う設備・機器、挿入溶接後のMOX燃料棒の汚染検査を行う設備・機器等は、オープンポートボックスに収納する設計とする。</p> <p>a. 構造 オープンポートボックスは、基本的にグローブボックスと同じ構造であるが、一部が開口状態となっている。開口部から空気が流入することによって、放射性物質が外部へ飛散することを防止する設計とする。</p> <p>b. 給排気及び風速 オープンポートボックスの給排気系統を添5第1図に示す。 オープンポートボックスは室内の空気を開口部から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気し、開口部の空気流入風速を日本産業規格に基づく放射性物質取扱作業用グローブボックスの要求にあるグローブポート1個を開放したときの開口部における通過風速を参考に0.5m/s以上に維持する設計とする。</p> <p>③ フード 放射性廃棄物のサンプリング試料及び作業環境の放射線管理用試料の放射能測定並びに汚染のおそれのある物品の汚染検査を行うためにフードを設ける設計とする。</p> <p>a. 構造 フードは、金属製の箱形で開口窓を調整できる構造とし、開口部から空気が流入することによって、放射性物質が外部へ飛散することを防止する設計とする。</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (6/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>する。</p> <p>② 給排気・風速 フード等の給排気系統を添5第9図放射性気体廃棄物の処理系統図に示す。 フード等は室内の空気を開口部から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気し、開口部の空気流入風速を所定値以上に維持する設計とする。</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>④ 原料MOX粉末は、混合酸化物貯蔵容器に封入された状態で受け入れる。</p>	<p>b. 給排気及び風速 <u>フードの給排気系統を添5第1図に示す。</u></p> <p>フードは室内の空気を開口部から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気し、開口部の空気流入風速を日本産業規格に基づく放射性物質取扱作業用グローブボックスの要求にあるグローブポート1個を開放したときの開口部における通過風速を参考に0.5m/s以上に維持する設計とする。</p> <p>④ 混合酸化物貯蔵容器 <u>粉末缶に収納した原料MOX粉末は、混合酸化物貯蔵容器に封入され、閉じ込めの機能が確保された状態で再処理施設から受け入れる。</u> <u>混合酸化物貯蔵容器から原料MOX粉末を収納した粉末缶を取り出す場合は、混合酸化物貯蔵容器をグローブボックスに接続し、グローブボックスの内側に粉末缶を取り出す設計とする。</u></p> <p>⑤ ウラン粉末缶 <u>原料ウラン粉末又は未使用のウラン合金ボールは、ウラン粉末缶に封入され、閉じ込めの機能が確保された状態で、ウラン粉末缶輸送容器に収納し、MOX燃料加工施設外から受け入れる。ウラン粉末缶は、ウラン粉末缶受払移載装置でウラン粉末缶輸送容器から手作業により取り出した後、順次、ウラン貯蔵棚で貯蔵する。また、ウラン貯蔵棚の合理的な運用の観点から、MOX燃料加工施設外からのウラン粉末缶輸送容器の受け入れ後、使用開始までの期間が長期間を予定する場合、ウラン粉末缶は、ウラン粉末缶輸送容器から手作業によりウラン粉末缶貯蔵容器に詰め替えた上でウラン貯蔵エリアに貯蔵する場合がある。</u> <u>試験に用いたウランは、グローブボックスからバッグアウトにより搬出し、ウラン粉末缶に封入し、閉じ込めの機能を確保した状態で、ウラン貯蔵棚で貯蔵するか、ウラン粉末缶をウラン粉末缶受払移載装置で手作業によりウラン粉末缶貯蔵容器に収納した後、ウラン貯蔵エリアで貯蔵する。</u> <u>ウラン粉末缶から原料ウラン粉末を取り出す場合は、ウラン粉末缶をウラン粉末払出装置オープンポートボックスに搬入し、ウラン粉末缶を開缶し、ウラン粉末袋開封ボックス内で原料ウラン粉末を収納した袋を開梱する設計とする。</u> <u>未使用のウラン合金ボールを袋から取り出す場合は、バッグインによりグローブボックス内に搬入した上で開梱する。</u></p> <p>⑥ 低レベル廃液処理設備 <u>低レベル廃液処理設備は、分析済液処理装置で分析済みの液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が低い廃液を取り扱う。</u> b. 液体廃棄物を内包する系統及び機器は、溶接、フランジ又は継手で接続する構造とし、放射性物質が漏えいしにくい設計とする。 <u>また、内包する液体廃棄物による腐食を考慮し、主要な構造材をステンレス鋼とする。</u></p> <p>⑦ 分析設備 a. 分析装置 <u>放射性物質を取り扱う分析装置は、グローブボックスに収納する設計とする。</u></p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (7/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>ただし、<u>プルトニウム・ウラン分析並びに不純物分析及び物性測定を行うため、一部の分析装置はグローブボックス外に設置し、グローブボックスと分析装置を接続することにより、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。</u></p> <p>b. <u>分析済液処理装置グローブボックス</u> <u>分析済液処理装置グローブボックスは、分析設備において取り扱う分析用の放射性物質及び分析済液を取り扱う。</u></p> <p>(a) <u>分析設備の分析済液処理装置で放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックスは、上記(1)の「① グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器」に記載の設計の他に、放射性物質を含む液体が分析済液処理装置から漏えいした場合においてもグローブボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込める設計とし、放射性物質を含む液体がグローブボックス外に漏えいしにくい構造とする。</u></p> <p>(b) <u>分析済液処理装置で放射性物質濃度が低いことを確認した廃液は、グローブボックスに収納しない系統及び機器で閉じ込める設計とする。また、内包する廃液による腐食を考慮し、主要な構造材をステンレス鋼とする。</u></p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (8/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>二 放射線物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知することができること。検知された漏えいの拡大を防止することができること。</p>	<p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能</p> <p>(4) 建物・構築物 ① 構造 c. 液体廃棄物処理室には堰等を設け、万一、廃液貯槽等から漏えいが発生した場合には、その拡大を防止するとともに、漏えいを検知する設計とする。</p> <p>(ハ) 放射線被ばく管理に対する考慮 (2) 作業環境における放射線被ばく管理に対する考慮 ① 放射線監視設備 加工施設内の作業環境の放射線レベル又は放射能レベルを監視するため、主要な箇所エリアモニタ、ダストモニタ及びエアスニファを設ける。 また、平常時及び事故時の線量当量率、空気中の放射線物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度の測定及び監視を行うために、放射線サーベイ機器を備える。 エリアモニタ及びダストモニタからの主要な情報は、中央監視室において監視及び記録するとともに、放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p> <p>ハ. 環境安全設計 (ハ) 放射線監視 (1) 排気口及び排水口における監視対策 ① 放射性気体廃棄物 加工施設から周辺環境へ放出される放射性気体廃棄物中の放射性物質を排気筒において連続的に捕集し、放射性物質の濃度の測定及び放射能レベルの監</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造 (1) 閉じ込めの機能に関する基本的な考え方 通常時及び異常時における放射線物質の閉じ込めに関する基本方針は以下のとおりである。 ① 通常時における閉じ込めに関する基本方針 放射線物質がグローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置（以下、「グローブボックス等」という。）から漏えいした場合に、その漏えいを検知することができる設計とする。検知された漏えいの拡大を防止することができる設計とする。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込めの機能 (1) 通常時における基本的な考え方 ⑥ 低レベル廃液処理設備 a. 低レベル廃液処理設備は、系統及び機器によって液体廃棄物を閉じ込める設計とする。 また、液体廃棄物を内包する貯槽等から放射性物質を含む液体が漏えいした場合、検知できる設計とし、堰等により漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>⑦ 分析設備 b. 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置グローブボックスは、分析設備において取り扱う分析用の放射性物質及び分析済液を取り扱う。 (b) 分析済液処理装置で放射性物質濃度が低いことを確認した廃液は、グローブボックスに収納しない系統及び機器で閉じ込める設計とする。 また、内包する廃液による腐食を考慮し、主要な構造材をステンレス鋼とする。 さらに、系統及び機器から廃液が漏えいした場合、検知できる設計とするとともに、堰等により漏えいの拡大を防止できる設計とする。</p> <p>⑧ 建物・構築物 a. 構造 (b) 工程室は、ダストモニタ、エアスニファ及び放射線サーベイ機器により、グローブボックス等からの放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。 (c) MOX燃料加工施設から周辺環境へ放射性気体廃棄物を放出する排気筒には、排気モニタを設け、MOX燃料加工施設外への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</p>	<p>「放射線物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知することができること」及び「検知された漏えいの拡大を防止することができること」について、既許可申請書添付書類五ロ. 放射線安全設計及びハ. 環境安全設計には、放射線監視設備及び排気モニタリング設備による測定及び監視、換気設備の負圧順序並びに堰等による放射線物質の漏えいの拡大防止について記載している。</p> <p>規則解釈は、指針を踏まえたものであり、新たに追加された要求事項はない。</p> <p>また、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであることより、既許可の設計方針は新たな規則に相当するものである。</p> <p>したがって、規則において、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、規則解釈の記載に合わせた追記又は修正、内容の明確化及び用語の統一の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【規則解釈の記載に合わせた追記又は修正】</p> <p>【内容の明確化及び用語の統一】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容を明確化するために必要となる単語、文章及びタイトルを追加又は修正 低レベル廃液処理設備における放射性物質の濃度が低い廃液の閉じ込めについて、記載を追記 分析設備における放射性物質及び放射性物質濃度が低いことを確認した廃液の閉じ込めについて、記載を追記 用語の統一

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (9/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>視を行うため、排気モニタリング設備を設ける。排気モニタリング設備は、排気モニタで構成する。また、放射性気体廃棄物中の放射性物質の分析及び測定を行うため、放出管理分析設備を備える。</p> <p>排気モニタからの主要な情報は、中央監視室において監視及び記録を行うとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときには中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (5) 換気設備 換気設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備で構成し、以下の設計を行う。</p> <p>② 負圧順序 気圧は、廊下等、グローブボックスを設置する部屋等、グローブボックス等の順に低くし、核燃料物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p>	<p>⑨ 換気設備 b. 負圧順序 負圧順序は、<u>負圧が深い方からグローブボックス等、工程室等、工程室外の廊下等の順になるようにし、放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</u></p> <p>(a) <u>グローブボックス等は、グローブボックス排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</u></p> <p>(b) <u>工程室は、工程室排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</u></p> <p>(c) <u>燃料加工建屋は、建屋排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</u></p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（10/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>三 放射性物質を気体又は液体で扱う系統及び機器は、放射性物質の逆流により、放射性物質が拡散しない設計であること。換気設備においても同様である。</p>	<p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 基本的な考え方 加工施設は、放射性物質を限定した区域に閉じ込めるため、以下の設計を行う。</p> <p>② グローブボックス等、フード等及びこれらを収納する構築物には、以下の事項を満足する換気設備を設ける。 a. 換気設備は、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造とする。</p> <p>(5) 換気設備 換気設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び室素循環設備で構成し、以下の設計を行う。 ① 構造 換気設備は、排気ダクトをフランジ接続等とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造とする。</p> <p>④ 高性能エアフィルタ また、グローブボックスの給気口には高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の汚染が室内に漏えいし難い構造とする。</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造 (1) 閉じ込めの機能に関する基本的な考え方 通常時及び異常時における放射性物質の閉じ込めに関する基本方針は以下のとおりである。 ① 通常時における閉じ込めに関する基本方針 放射性物質を気体又は液体で扱う系統及び機器は、放射性物質の逆流により、放射性物質が拡散しない設計とする。グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備及び室素循環設備で構成される換気設備においても同様な設計とする。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 通常時における基本的な考え方 ⑥ 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、分析済液処理装置で分析済みの液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が低い廃液を取り扱う。 c. 液体廃棄物を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、逆止弁、電磁弁又は調節弁を設置することにより、液体廃棄物が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</p> <p>⑦ 分析設備 b. 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置グローブボックスは、分析設備において取り扱う分析用の放射性物質及び分析済液を取り扱う。 (c) 分析済液を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、逆止弁、電磁弁又は調節弁を設置することにより、分析済液が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</p> <p>⑨ 換気設備 換気設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備及び室素循環設備で構成し、以下の設計とする。 a. 構造 換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、放射性物質が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい構造とする。 d. 高性能エアフィルタ また、グローブボックスの給気口には、高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の放射性物質が室内に漏えいしにくい構造とする。</p>	<p>「放射性物質を気体又は液体で扱う系統及び機器並びに換気設備は、放射性物質の逆流により、放射性物質が拡散しない設計であること」について、既許可申請書添付書類五 ロ. 放射線安全設計には、換気設備における逆流しがたい構造及びグローブボックスの給気口における高性能エアフィルタの設置によるグローブボックス内の汚染が室内に漏えいしにくい構造について記載している。</p> <p>規則解釈は、指針を踏まえたものであり、新たに追加された要求事項はない。</p> <p>また、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであることより、既許可の設計方針は新たな規則に相当するものである。</p> <p>したがって、規則において、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、規則解釈の記載に合わせた追記又は修正、内容の明確化及び用語の統一の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【規則解釈の記載に合わせた追記又は修正】</p> <p>【内容の明確化及び用語の統一】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容を明確化するために必要となる単語、文章及びタイトルを追加又は修正 ・用語の統一

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（11/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>四 排気設備には、フィルタ等の放射性物質を除去するための設備が適切に設けられていること。</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (1) 構造 気体廃棄物の廃棄設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備及び窒素循環設備で構成する。各排気設備には高性能エアフィルタ、排風機等を設ける。 気体廃棄物の廃棄設備は、核燃料物質を閉じ込めるため、グローブボックス及び管理区域を換気し、負圧に維持する。排気中の放射性物質を高性能エアフィルタにより除去した後、放射性物質の濃度等を適切に監視し、排気筒の排気口から放出する。 (2) 廃棄物の処理能力 ② 高性能エアフィルタの捕集効率 99.97%以上 (0.15μmDOP粒子)</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 基本的な考え方 ② グローブボックス等、フード等及びこれらを取納する構築物には、以下の事項を満足する換気設備を設ける。 c. 換気設備には、フィルタ等の核燃料物質を除去するための設備・機器を適切に設ける。 (5) 換気設備 換気設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び窒素循環設備で構成し、以下の設計を行う。 ④ 高性能エアフィルタ 建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には高性能エアフィルタを設け、放射性物質を除去する設計とする。 建屋排気設備及び工程室排気設備には2段の高性能エアフィルタを設ける。グローブボックス排気設備にはグローブボックス内のMOXの形態及び取扱量に応じて、3段又は4段の高性能エアフィルタを設ける。 また、グローブボックスの給気口には高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の汚染が室内に漏えいしにくい構造とする。</p> <p>ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 (1) 放射性気体廃棄物 加工施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射性物質の濃度等を監視し、排気筒の排気口から放出する。 建屋及びグローブボックスを設置する部屋等は、建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備により排気し、高性能エアフィルタ2段で過した後、排気筒の排気口から放出する。 グローブボックス等及びフード等は、グローブボックス排気設備により排気し、高性能エアフィルタ3段又は4段で放射性物質を除去した後、排気筒の</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造 (1) 閉じ込めの機能に関する基本的な考え方 通常時及び異常時における放射性物質の閉じ込めに関する基本方針は以下のとおりである。 ① 通常時における閉じ込めに関する基本方針 グローブボックス排気設備はグローブボックス等内のMOXの形態及び取扱量に応じた高性能エアフィルタを介して排気することにより、グローブボックス等内にMOXが飛散したとしても、敷地周辺の公衆に放射線障害を及ぼすことがない設計とする。 燃料加工建屋管理区域の室については、放射性物質が漏えいした場合においても、建屋排気設備及び工程室排気設備に高性能エアフィルタを設ける設計とすることで、周辺環境へ放出される放射性物質の量を合理的に達成できる限り少なくする設計とする。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込めの機能 (1) 通常時における基本的な考え方 ⑨ 換気設備 換気設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備及び窒素循環設備で構成し、以下の設計とする。 d. 高性能エアフィルタ 建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には、放射性物質を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタ(単体捕集効率99.97%以上(0.15μmDOP粒子))を設け、放射性物質を除去する設計とする。 建屋排気設備及び工程室排気設備には2段の高性能エアフィルタを設ける。グローブボックス排気設備には、グローブボックス内のMOXの形態及び取扱量に応じて、3段又は4段の高性能エアフィルタを設ける。 また、グローブボックスの給気口には、高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の放射性物質が室内に漏えいしにくい構造とする。</p> <p>ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 (1) 放射性気体廃棄物の廃棄設備 本施設から周辺環境へ放出される放射性物質を合理的に達成できる限り少なくするため、管理区域からの排気は、高性能エアフィルタで放射性物質を除去した後、放射能レベルを監視し、排気筒の排気口から放出する設計とする。 燃料加工建屋及び工程室は、建屋排気設備及び工程室排気設備により排気し、高性能エアフィルタ2段で過した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。 グローブボックス等、オープンボートボックス及びフードは、グローブボックス排気設備により排気し、高性能エアフィルタ3段又は4段で放射性物質</p>	<p>排気設備には「フィルタ等の放射性物質を除去するための設備が適切に設けられていること」について、既許可申請書本文ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備並びに添付書類五 ロ. 放射線安全設計及びハ. 環境安全設計には、フィルタ等の核燃料物質を除去するための設備・機器を適切に設ける旨、記載している。</p> <p>規則解釈は、指針を踏まえたものであり、新たに追加された要求事項はない。</p> <p>また、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであることより、既許可の設計方針は新たな規則に相当するものである。</p> <p>したがって、規則において、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、規則解釈の記載に合わせた追記又は修正、内容の明確化及び用語の統一の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【規則解釈の記載に合わせた追記又は修正】</p> <p>【内容の明確化及び用語の統一】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容を明確化するために必要となる単語、文章及びタイトルを追加又は修正 ・明確化のため具体的な高性能エアフィルタの単体捕集効率について追記 ・用語の統一

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (12/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p style="background-color: #90EE90; display: inline-block; padding: 2px;">排気口から放出する。</p>	<p>を除去した後、排気筒の排気口から放出する設計とする。</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（13/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>五 設計基準事故時においても可能な限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保されるよう設計されており、設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる機能を有する設計であること。</p>	<p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 基本的な考え方 加工施設は、放射性物質を限定した区域に閉じ込めるため、以下の設計を行う。 ⑤ 事故時において、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、汚染のおそれのある管理区域は、漏えいの少ない構造とするとともに、必要に応じて適切な換気設備を設ける。</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造 (1) 閉じ込めの機能に関する基本的な考え方 通常時及び異常時における放射性物質の閉じ込めに関する基本方針は以下のとおりである。 ② 異常時における閉じ込めに関する基本方針 MOX燃料加工施設の特徴を踏まえ、放射性物質の漏えいにより、燃料加工建屋外に放射性物質を放出するおそれのある事象が発生した場合又は当該事象の発生が想定される場合においても可能な限り負圧維持、漏えい防止及び逆流防止の機能が確保される設計とし、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる措置を講ずる。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (2) 異常時における基本的な考え方 MOX燃料加工施設の特徴を踏まえると、燃料製造工程における一部の工程を停止したとしても、運転中の他の工程に影響を与えることはなく、また、全工程を停止したとしても、取り扱うMOXは化学的に安定であり変化は起こらない。よって、外力を受けなければ放射性物質も飛散しないため、設備稼働時と比較してより安定な状態に移行できる。 さらに、送排風機を停止し、ダンパを閉止することで、グローブボックス、工程室及び燃料加工建屋内の限定された区域への放射性物質の閉じ込めが期待できること、放射性物質を収納しているグローブボックス等は、燃料加工建屋内に収納していること及び貯蔵施設は、送排風機が停止した場合においても、MOXの崩壊熱による影響は小さく、温度上昇により閉じ込め機能の不全に至るまでに時間的余裕があることから、敷地及び敷地周辺で想定される自然現象並びに人為事象による火災（以下、「外部火災」という。）や火山のような外的事象に対して影響を受けにくい。 以上の特徴を踏まえ、大規模な自然災害、MOX燃料加工施設内における火災により、MOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれのある事象の発生が予測される場合又は発生した場合は、リスク低減の観点から以下の対処を実施する。 ① 燃料製造工程を停止する措置を講ずる。 a. 設備・機器の破損、故障、誤動作及び誤操作によりMOX燃料加工施設に影響を及ぼすおそれのある場合、当該設備・機器及びその異常により影響を受けるおそれのある設備・機器に関する工程を停止する措置を講ずる。 b. 燃料加工建屋外で事故が発生した場合及びMOX燃料加工施設に影響を与えるおそれがある外的事象の発生が予測される又は発生した場合は、燃料製造工程の全工程を停止する。 c. 有毒ガスが発生し、MOX燃料加工施設内の運転員に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、燃料製造工程の全工程を停止するとともに、必要最低限の運転員による監視を行う。 ② 送排風機の停止及びダンパの閉止をすることにより、グローブボックス等、工程室及び燃料加工建屋内で放射性物質を閉じ込める設計とする。 a. 火災区域内で火災が発生した場合には、換気設備のうちグローブボックス排風機以外の排風機及び送風機を停止するとともに、火災防護設備のダ</p>	<p>「事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させる機能を有する設計であること」について、既許可申請書 添付書類五 ロ. 放射線安全設計には、汚染のおそれのある管理区域は漏えいの少ない構造とすること、必要に応じて適切な換気設備を設ける旨、記載している。</p> <p>規則解釈は、指針を踏まえたものであり、新たに追加された要求事項はない。</p> <p>また、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであることより、既許可の設計方針は新たな規則に相当するものである。</p> <p>したがって、規則において、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、規則解釈の記載に合わせた追記及び内容の明確化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【規則解釈の記載に合わせた追記】</p> <p>【内容の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容を明確化するために必要となる単語、文章及びタイトルを追加又は修正 第15条、第22条における事故選定等の前提としたMOX燃料加工施設の特徴及び特徴を踏まえた異常時の対処を明確化

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (14/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p><u>ンバを閉止することで、放射性物質を限定された区域内に閉じ込める設計とする。なお、グローブボックス排風機は、消火ガス放出後に必要に応じて停止する措置を講ずる。</u></p> <p>b. <u>焼結炉等において異常な圧力上昇を検知した場合、送排風機を停止するとともに、火災防護設備のダンパを閉止することで、放射性物質を限定された区域内に閉じ込める設計とする。</u></p> <p>c. <u>燃料加工建屋外で事故が発生した場合及びMOX燃料加工施設に影響を与えるおそれがある外的事象の発生が予測される又は発生した場合は、想定外のリスクの低減及び燃料加工建屋外への放射性物質を放出するリスクの低減のため、送排風機を停止するとともに、必要に応じて外気と繋がっている経路のダンパを閉止する措置を講ずる。</u></p> <p>③ <u>上記①及び②の措置については、あらかじめ手順を整備する。</u></p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（15/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>六 上記一から五までの規定に加え、プルトニウムを取り扱う加工施設においては、以下の各号に掲げる設計上の対策が講じられていること。</p> <p>① プルトニウムを含む物質を非密封で取り扱う設備・機器は、作業環境中にプルトニウム等が飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納されていること又はグローブボックスと同等の閉じ込めの機能（内部を常時負圧状態に維持し得る閉じ込めの機能）を有する構造であること。</p> <p>② プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを収納する建物・構築物は、逆流を防止する換気設備（逆止弁、ダクト、フィルタ、排風機等を含む。）が設けられていること。</p> <p>③ 換気設備により、プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保たれていること。</p> <p>④ 上記③の「ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器並びにこれらを直接収納する構築物」に対しては、局所排気設備の設置等、適切な閉じ込めの対策がなされていれば、必ずしも常時負圧状態の維持を求めるものではない。</p> <p>⑤ 核燃料物質の飛散のおそれのある部屋の床・壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい材料で仕上げられていること。</p>	<p>添付書類五 イ. 安全設計の方針 (イ) 安全設計の基本方針</p> <p>(2) 加工施設は、非密封のMOXを取り扱う設備・機器がグローブボックスに収納するか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とし、それらの内部を常時負圧状態に維持し得る設計により、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有するものとする。</p>	<p>一. 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1) 閉じ込めの機能に関する基本的な考え方 通常時及び異常時における放射性物質の閉じ込めに関する基本方針は以下のとおりである。</p> <p>① 通常時における閉じ込めに関する基本方針 安全機能を有する施設において非密封のMOXは、作業環境中に放射性物質が飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックス等で取り扱う設計とする。非密封のMOXを取り扱うグローブボックス等は、グローブボックス排風機の連続運転によって、グローブボックス等内を負圧に維持することで、非密封のMOXを限定された区域に閉じ込める設計とする。また、換気設備により、グローブボックス等及びこれらを直接収納する工程室は、原則として、常時負圧に保つ設計とし、放射性物質がグローブボックス等から漏えいした場合においても、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、建屋排気設備及び工程室排気設備により換気し、負圧に維持する。 非密封のMOXを取り扱うグローブボックス等及びこれらを収納する工程室、燃料加工建屋は、逆流を防止する逆止ダンパを含む換気設備を設ける設計とする。 放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等の材料で仕上げる設計とする。</p> <p>添付書類五 ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込めの機能</p> <p>(1) 通常時における基本的な考え方 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるために、系統、機器又はグローブボックスに放射性物質を閉じ込め、漏えいした場合においても、工程室及び燃料加工建屋内に保持することを基本とする。 MOX燃料加工施設において、非密封のMOXを取り扱う場合、系統、機器、グローブボックス又はグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する焼結炉、スタック乾燥装置及び小規模焼結処理装置で取り扱う設計とする。この他、MOX及びウランは、閉じ込め機能を確保した状態でオープンポートボックス、フード、混合酸化物貯蔵容器、ウラン粉末缶又は溶接後の燃料棒に収納した状態で取り扱う。 このため、以下の①から⑨の設計上の対策を講ずる。 なお、非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋及び非密封のMOXを取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス等を直接収納する部屋から廊下への汚染拡大防止を目的として設ける部屋並びにそれらの部屋を介してのみ出入りする部屋を工程室として定義する。</p>	<p>「プルトニウムを含む物質を非密封で取り扱う設備・機器は、グローブボックスに収納されていること又はグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を有する構造であること」について、既許可申請書 添付書類五 イ. 安全設計の方針及びロ. 放射線安全設計には、非密封のMOXを取り扱う設備・機器をグローブボックスに収納するか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする旨、記載している。</p> <p>「グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、これらを収納する建物・構築物は、逆流を防止する換気設備が設けられていること」について、既許可申請書 添付書類五 ロ. 放射線安全設計には、換気設備は、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造とする旨、記載している。</p> <p>「プルトニウムを含む物質を取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込めの機能を必要とする設備・機器、これらを直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保たれていること」について、既許可申請書 添付書類五 イ. 安全設計の方針及びロ. 放射線安全設計には、換気設備により、グローブボックス等及びグローブボックス等を直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保つ設計とする旨、記載している。</p> <p>「核燃料物質の飛散のおそれのある部屋の床・壁の表面は、除染が容易で、腐食しにくい材料で仕上げられていること」について、既許可申請書 本文 ロ. 建物の構造及び添付書類五 ロ. 放射線安全設計には、管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる旨、記載している。</p> <p>規則解釈は、指針を踏まえたものであり、新たに追加された要求事項はない。</p> <p>また、既許可の設計方針が指針を踏まえたものであることより、既許可の設計方針は新たな規則に相当するものである。</p> <p>したがって、規則において、許認可の申請内容で網羅されている。</p> <p>上記を踏まえ、適合方針では、規則解釈の記載に合わせた追記及び内容の明確化の観点で見直しを実施する。</p>	<p>【規則解釈の記載に合わせた追記又は修正】</p> <p>【内容の明確化及び用語の統一】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容を明確化するために必要となる単語、文章及びタイトルを追加又は修正 火災等による損傷の防止の観点で排気ダクトと箱型高性能エアフィルタの接続部には不燃性のカバーを設ける旨追記 記載内容を明確化するため負圧順序について、高低順が判別しやすいように記載の見直し 記載内容を明確化するためグローブボックス等、工程室及び燃料加工建屋と換気設備の組み合わせについて追記 明確化のため具体的な漏えい率及び空気流入風速について追記 用語の統一 <p>【均一化混合装置について、既許可ではグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器の一つとしていたが、グローブボックスに収納する設計に見直したため、記載を削除する（「ロ. (イ) (1) ① a. グローブボックス」に包含される。）】</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (16/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>ロ. 放射線安全設計 (イ) 閉じ込め機能 (1) 基本的な考え方 加工施設は、放射性物質を限定した区域に閉じ込めるため、以下の設計を行う。</p> <p>① 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、グローブボックスに収納する設計とするか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする。(グローブボックス及びこれと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器を以下、「グローブボックス等」という。)</p> <p>② グローブボックス等、フード等及びこれらを収納する構築物には、以下の事項を満足する換気設備を設ける。 a. 換気設備は、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造とする。 b. 換気設備により、グローブボックス等及びグローブボックス等を直接収納する構築物は、原則として、常時負圧に保つ設計とする。また、それぞれの気圧は、原則として、核燃料物質の飛散のおそれのある順に低くする設計とする。</p> <p>③ グローブボックス等の内部を常時負圧に維持するため、排風機及び非常用所内電源設備を設置し、排風機及び非常用所内電源設備には予備機を設ける。</p> <p>⑥ 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる。</p> <p>(2) グローブボックス</p> <p>① 構造 グローブボックスは、ステンレス鋼製の本体を溶接等により加工し、その操作面にグローブポートを有する透明なパネル等をガスケットを介して取り付け、給気口及び排気口を除き密閉でき、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。また、分析設備で液体状のプルトニウムを取り扱うグローブボックスは、液体がグローブボックス外に漏えいし難い構造とする。</p> <p>なお、グローブボックスは、必要に応じその閉じ込めを損なうことなく物品等の搬出入が行える設計とする。</p> <p>② 給排気・負圧維持 グローブボックスの給排気系統を添5第9図放射性気体廃棄物の処理系統図に示す。 グローブボックスは、室内空気を吸引又は窒素ガスを給気し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気するとともに、ダンパ等の調整により、所定の負圧に維持する。</p> <p>また、万一、グローブ1個が破損した場合でも、グローブポートの開閉部における空気流入風速を所定値以上に保つように設計する。</p> <p>グローブボックス内の気圧が所定値以上になった場合は、当該グローブボックス近傍及び所定の制御室並びに中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>③ 常時負圧の維持 グローブボックス内を常時負圧に維持するため、グローブボックス排風機には予備機を設け、当該排</p>	<p>① グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器 非密封のMOXを取り扱う設備・機器は、作業環境中にMOXが飛散又は漏えいすることのないようにグローブボックスに収納する設計とするか、当該設備・機器がグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設計とする。</p> <p>a. グローブボックス (a) 構造 グローブボックスは、ステンレス鋼製の本体を溶接及びボルト締結により加工し、その操作面にグローブポートを有する透明なパネル等をガスケットを介して取り付け、給気口及び排気口を除き密閉でき、漏れ率を日本産業規格に基づく多量な放射性物質を取り扱うグローブボックスの漏れ率と同等の0.25vol%/h以下にすることにより、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。 なお、グローブボックスは、その閉じ込め機能を損なうことなく物品の搬出入が行える設計とする。</p> <p>(b) 給排気及び負圧維持 グローブボックスの給排気系統を添5第1図に示す。 グローブボックスは、室内空気を吸引又は窒素ガスを給気し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気するとともに、ダンパ等の調整により所定の負圧に維持する。 また、グローブ1個が破損した場合でも日本産業規格に基づく放射性物質取扱作業用グローブボックスの要求にあるグローブポートの開閉部における空気流入風速を0.5m/s以上に維持する設計とする。 グローブボックス内の気圧が設定値以上になった場合は、当該グローブボックス近傍及び所定の制御室並びに中央監視室に警報を発する設計とする。</p> <p>(c) 常時負圧の維持 グローブボックス内を常時負圧に維持するため、グローブボックス排風機には予備機を設</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（17/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>風機が故障した場合には短時間で自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p> <p>また、外部電源喪失時には非常用所内電源設備から電力を自動的に供給する設計とする。</p> <p>④ グローブボックスの種類 グローブボックスは、その内部を空気雰囲気で使用する空気雰囲気型グローブボックスと、窒素雰囲気に置換できる窒素雰囲気型グローブボックスとに分類する。窒素雰囲気型グローブボックスはさらに、窒素循環型と窒素貫流型とに分類する。</p> <p>窒素雰囲気型グローブボックスは、MOXの酸化防止等の品質管理の観点から、成形施設のうち主にMOX粉末又はグリーンペレットを取り扱うグローブボックス、被覆施設のうち乾燥後のペレットを取り扱うグローブボックス、小規模試験設備を収納するグローブボックス並びに分析設備を収納する一部のグローブボックスに適用する。これらのグローブボックスに供給される窒素ガスの供給流量は、調整弁の開度を設定することによりグローブボックス排気風量に比十分低く調整し、グローブボックス内の気圧が過度に上昇することがない設計とする。また、グローブボックス内の気圧が所定値以上になった場合には、警報に基づき供給を停止できる設計とする。</p> <p>a. 空気雰囲気型グローブボックス 空気雰囲気型グローブボックスは、室内の空気をグローブボックスの給気口から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することにより、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。</p> <p>b. 窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型） 窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）は、窒素ガス設備から窒素ガスを供給し、窒素循環設備によって窒素ガスを循環するとともに、排気ダクトを介して、グローブボックス排風機の連続運転によって一部の窒素ガスを排気することにより、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。また、必要に応じて循環する窒素ガスを冷却する設計とする。 窒素ガス設備又は窒素循環ファンが故障した場合でも、グローブボックス排風機により排気し、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。 なお、必要に応じて空気雰囲気型グローブボックスと同様の給排気運転により、グローブボックス内を空気雰囲気下で負圧に維持できる設計とする。</p>	<p>け、運転中の当該排風機が故障した場合には、短時間で自動的に予備機に切り替わる設計とする。</p> <p>また、外部電源喪失時には非常用所内電源設備から電力を自動的に供給する設計とする。</p> <p>(d) グローブボックスの種類 グローブボックスは、その内部を空気雰囲気で使用する空気雰囲気型グローブボックスと、窒素雰囲気に置換できる窒素雰囲気型グローブボックスとに分類する。さらに窒素雰囲気型グローブボックスは、窒素循環型と窒素貫流型に分類する。</p> <p>窒素雰囲気型グローブボックスは、MOXの酸化防止の品質管理の観点から、成形施設のうち主にMOX粉末又は粉末を圧縮成形したペレット（以下、「グリーンペレット」という。）を取り扱うグローブボックス、被覆施設のうち乾燥後のペレットを取り扱うグローブボックス、小規模試験設備を収納するグローブボックス並びに分析設備を収納する一部のグローブボックス（受払装置グローブボックス、受払・分配装置グローブボックス、分析第1室に設置する試料溶解・調整装置グローブボックス、蛍光X線分析装置グローブボックス、プルトニウム含有率分析装置グローブボックス、分配装置グローブボックス、O/M比測定装置グローブボックス、水分分析装置グローブボックス及び分析第1室に設置する6基のうち3基と分析第2室に設置する搬送装置グローブボックス）に適用する。これらのグローブボックスに供給される窒素ガスの供給流量は、調整弁の開度の設定及び減圧弁の設置によりグローブボックス排気風量に比低くなるよう調整し、グローブボックス内の気圧が過度に上昇することがない設計とする。また、グローブボックス内の気圧が設定値以上になった場合には、警報を発報するとともに窒素ガスの供給を停止できる設計とする。</p> <p>i. 空気雰囲気型グローブボックス 空気雰囲気型グローブボックスは、室内の空気をグローブボックスの給気口から吸引し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することにより、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。</p> <p>ii. 窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型） 窒素雰囲気型グローブボックス（窒素循環型）は、窒素ガス設備から窒素ガスを供給し、窒素循環設備によって窒素ガスを循環するとともに、排気ダクトを介して、グローブボックス排風機の連続運転によって一部の窒素ガスを排気することにより、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。また、循環する窒素ガスを冷却する設計とする。 窒素ガス設備又は窒素循環設備が故障した場合でも、グローブボックス排風機により排気し、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。 なお、窒素ガス設備若しくは窒素循環設備が故障した場合又は当該グローブボックスの保守管理に必要な場合は、空気雰囲気型グローブボックスと同様の給排気運転により、グローブボックス内を空気雰囲気とした上で負</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (18/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>c. 窒素雰囲気型グローブボックス (窒素貫流型)</p> <p>窒素雰囲気型グローブボックス (窒素貫流型) は、窒素ガス設備から窒素ガスを供給し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することにより、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。</p> <p>窒素ガス設備が故障した場合でも、グローブボックス排風機により排気し、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。</p> <p>なお、必要に応じて空気雰囲気型グローブボックスと同様の給排気運転により、グローブボックス内を空気雰囲気で負圧に維持できる設計とする。</p> <p>(6) グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器</p> <p>① 均一化混合装置 均一化混合装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、缶体は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。混合機の上部及び下部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、缶体内部は通気口を介してグローブボックスと通気させることにより、グローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>② 焼結炉 焼結炉は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、炉体は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。炉体の前部及び後部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、グローブボックス排風機の連続運転によってグローブボックスと同様に炉体内部を常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>焼結炉に水素・アルゴン混合ガス等を供給する際は、グローブボックス排風機の連続運転に加え、排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>なお、排ガス処理装置の補助排風機は予備機を設け、当該排風機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替わる設計とする。また、非常用所内電源設備へ接続する設計とする。</p> <p>③ スタック乾燥装置 スタック乾燥装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、乾燥機は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。乾燥機の前部及び後部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、乾燥機内にアルゴンガスを供給する際はアルゴンガスを循環するとともに、グローブボックス排風機の連続運転によって一部のアルゴンガスを排気することにより、乾燥機内部をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>④ 小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は、グローブボックスと同等</p>	<p>圧に維持できる設計とする。</p> <p>iii. 窒素雰囲気型グローブボックス (窒素貫流型)</p> <p>窒素雰囲気型グローブボックス (窒素貫流型) は、窒素ガス設備から窒素ガスを供給し、排気ダクトを介してグローブボックス排風機の連続運転によって排気することにより、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。</p> <p>窒素ガス設備が故障した場合でも、グローブボックス排風機により排気し、グローブボックス内を負圧に維持する設計とする。</p> <p>なお、窒素ガス設備が故障した場合又は当該グローブボックスの保守管理に必要な場合は、空気雰囲気型グローブボックスと同様の給排気運転により、グローブボックス内を空気雰囲気とした上で負圧に維持できる設計とする。</p> <p>b. グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器</p> <p>(a) 焼結炉 焼結炉は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、炉体は溶接構造等とし、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。炉体の前部及び後部はグローブボックスにフランジで接続する構造とする。また、グローブボックス排風機の連続運転に加え、排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部を負圧に維持する設計とする。</p> <p>なお、排ガス処理装置の補助排風機には予備機を設け、運転中の当該排風機が故障した場合は、自動的に予備機に切り替わる設計とする。また、外部電源喪失時には非常用所内電源設備から電力を自動的に供給する設計とする。</p> <p>(b) スタック乾燥装置 スタック乾燥装置は、グローブボックスと同等の閉じ込め機能を確保するため、乾燥機は溶接構造等とし、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。乾燥機の前部及び後部はグローブボックスにフランジで接続する構造とする。</p> <p>また、乾燥機内にアルゴンガスを供給する際は、アルゴンガスを循環するとともに、グローブボックス排風機の連続運転によって一部のアルゴンガスを排気することにより、乾燥機内部を負圧に維持する設計とする。</p> <p>(c) 小規模焼結処理装置 小規模焼結処理装置は、グローブボックスと</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表（19/21）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>の閉じ込め機能を確認するため、炉体は溶接構造等とし、核燃料物質が漏えいし難い構造とする。炉体の上部はグローブボックスにフランジ等で接続する構造とする。また、グローブボックス排風機の連続運転によってグローブボックスと同様に炉体内部を常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>小規模焼結処理装置に水素・アルゴン混合ガス等を供給する際は、グローブボックス排風機の連続運転に加え、小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部をグローブボックスと同様に常時負圧に維持する設計とする。</p> <p>なお、小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機は予備機を設け、当該排風機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替わる設計とする。また、非常用所内電源設備へ接続する設計とする。</p>	<p>同等の閉じ込め機能を確認するため、炉体は溶接構造等とし、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。炉体の上部はグローブボックスにフランジで接続する構造とする。</p> <p>また、グローブボックス排風機の連続運転に加え、小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機の運転によって炉体内部を負圧に維持する設計とする。</p> <p>なお、小規模焼結炉排ガス処理装置の補助排風機には予備機を設け、運転中の当該排風機が故障した場合は、自動的に予備機に切り替わる設計とする。また、外部電源喪失時には非常用所内電源設備から電力を自動的に供給する設計とする。</p> <p>⑥ 低レベル廃液処理設備 低レベル廃液処理設備は、分析済液処理装置で分析済みの液中からプルトニウム及びウランを回収した後の放射性物質の濃度が低い廃液を取り扱う。 d. 低レベル廃液処理設備のオープンポートボックスを、装置の保守又は修理の際に汚染管理のために設ける設計とする。</p> <p>⑦ 分析設備 a. 分析装置 放射性物質を取り扱う分析装置は、グローブボックスに収納する設計とする。 ただし、プルトニウム・ウラン分析並びに不純物分析及び物性測定を行うため、一部の分析装置はグローブボックス外に設置し、グローブボックスと分析装置を接続することにより、放射性物質が漏えいしにくい構造とする。 b. 分析済液処理装置グローブボックス 分析済液処理装置グローブボックスは、分析設備において取り扱う分析用の放射性物質及び分析済液を取り扱う。 (a) 分析設備の分析済液処理装置で放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックスは、上記(1)の「① グローブボックス及びグローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備・機器」に記載の設計の他に、放射性物質を含む液体が分析済液処理装置から漏えいした場合においてもグローブボックス底部を漏えい液受皿構造とすることにより、グローブボックスに放射性物質を含む液体を閉じ込める設計とし、放射性物質を含む液体がグローブボックス外に漏えいしにくい構造とする。 (b) 分析済液処理装置で放射性物質濃度が低いことを確認した廃液は、グローブボックスに収納しない系統及び機器で閉じ込める設計とする。また、内包する廃液による腐食を考慮し、主要な構造材をステンレス鋼とする。 さらに、系統及び機器から廃液が漏えいした場合、検知できる設計とするとともに、堰等により漏えいの拡大を防止できる設計とする。 (c) 分析済液を内包する容器又は管に放射性物質を含まない液体を導く管を接続する場合には、逆止弁、電磁弁又は調節弁を設置することにより、分析済液が放射性物質を含まない液体を導く管へ逆流することを防止する設計とする。</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (20/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>一. 加工施設の位置, 構造及び設備</p> <p>ロ. 建物の構造</p> <p>(ロ) 構造</p> <p>(4) 換気, 気密等に関する構造</p> <p>② 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は, 除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。</p> <p>添付書類五</p> <p>ロ. 放射線安全設計</p> <p>(イ) 閉じ込め機能</p> <p>(4) 建物・構築物</p> <p>① 構造</p> <p>a. グローブボックス等及びフード等を直接収納する構築物(以下、「グローブボックスを設置する部屋等」という。)は, 漏えいの少ない構造とし, 廊下等より気圧を低く維持する設計とする。万一, グローブボックス等及びフード等から核燃料物質の漏えいが発生した場合には, その核燃料物質が廊下等へ漏えいし難い設計とする。</p> <p>b. 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁は, 表面を腐食し難い樹脂塗装等で平滑に仕上げ, 除染しやすい設計とする。</p> <p>d. 事故時において, 核燃料物質等を限定された区域に閉じ込めるため, 汚染のおそれのある管理区域の境界の床, 壁等は, 搬出入扉, 避難用扉等を除き開口部を有しないことにより漏えいの少ない構造とする。</p> <p>② 給排気</p> <p>建物・構築物の給排気系統を添5第9図放射性気体廃棄物の処理系統図に示す。</p> <p>管理区域は, 建屋排気設備, 工程室排気設備及びグローブボックス排気設備によって排気することにより, 負圧に維持する設計とする。</p> <p>また, 外部電源喪失時においてもグローブボックス排気設備の運転により, グローブボックスを設置する部屋等の負圧を維持する設計とする。</p> <p>建屋排気設備及び工程室排気設備の排風機には予備機を設け, 当該排風機が故障した場合には, 自動</p>	<p>⑧ 建物・構築物</p> <p>a. 構造</p> <p>(a) <u>工程室の床, 壁及び天井は, 搬出入扉, 避難用扉等を除き開口部を有しないことにより放射性物質の漏えいの少ない構造とし, 工程室外の廊下等より気圧を低く維持する設計とする。</u></p> <p>(b) <u>工程室は, ダストモニタ, エアスニファ及び放射線サーベイ機器により, グローブボックス等からの放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</u></p> <p>(c) <u>MOX燃料加工施設から周辺環境へ放射性気体廃棄物を放出する排気筒には, 排気モニタを設け, MOX燃料加工施設外への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</u></p> <p>(d) <u>放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁は, 表面を腐食しにくい樹脂系塗料等で平滑に仕上げ, 除染が容易な設計とする。</u></p> <p>i. <u>工程室の床, 壁及び天井に対して樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う。</u></p> <p>ii. <u>密封された放射性物質を取り扱う室並びに混合酸化物貯蔵容器を受け入れる室及び保管する室については, 床及び壁に対してのみ樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う。</u></p> <p>iii. <u>上記 i. 及び ii. 以外の管理区域は, 床及び壁に対して樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う。なお, 壁の樹脂系塗料等で平滑に仕上げを行う範囲は, 人が歩行するときに肩が当たらない高さ程度までとする。</u></p> <p>(e) 燃料加工建屋は, 放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため, 汚染のおそれのある管理区域の境界の床, 壁及び天井は, 搬出入扉, 避難用扉等を除き開口部を有しないことにより漏えいの少ない構造とする。</p> <p>b. 給排気</p> <p>建物・構築物の給排気系統を添5第1図に示す。</p> <p>管理区域は, <u>グローブボックス排気設備, 工程室排気設備及び建屋排気設備によって排気することにより, 負圧に維持する設計とする。</u></p> <p>なお, <u>給気設備の送風機, 建屋排気設備の排風機, 工程室排気設備の排風機及び窒素循環ファンには予備機を設け, 運転中の送風機, 建屋排風機, 工程室排風機及び窒素循環ファンが故障した場合には, 自動的に予備機に切り替わる設計とする。</u></p> <p>また, 外部電源喪失時においてもグローブボックス排気設備の運転によりグローブボックス等及び工程室の負圧を維持する設計とする。</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>

事業許可基準規則第4条と許認可実績・適合方針との比較表 (21/21)

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
	<p>的に予備機に切り替わる設計とする。</p> <p>(5) 換気設備 換気設備は、建屋排気設備、工程室排気設備、グローブボックス排気設備、給気設備及び室素循環設備で構成し、以下の設計を行う。</p> <p>① 構造 換気設備は、排気ダクトをフランジ接続等とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、核燃料物質が漏えいし難く、かつ逆流し難い構造とする。</p> <p>② 負圧順序 気圧は、廊下等、グローブボックスを設置する部屋等、グローブボックス等の順に低くし、核燃料物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>③ 起動順序 排風機及び送風機は、グローブボックス排風機、工程室排風機、建屋排風機、送風機の順で起動する機構を設ける設計とする。 なお、室素循環ファンはグローブボックス排風機の運転後、起動する機構を設ける設計とする。</p> <p>④ 高性能エアフィルタ 建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には高性能エアフィルタを設け、放射性物質を除去する設計とする。</p> <p>建屋排気設備及び工程室排気設備には2段の高性能エアフィルタを設ける。グローブボックス排気設備にはグローブボックス内のMOXの形態及び取扱量に応じて、3段又は4段の高性能エアフィルタを設ける。 また、グローブボックスの給気口には高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の汚染が室内に漏えいし難い構造とする。</p>	<p>⑨ 換気設備 換気設備は、グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備及び室素循環設備で構成し、以下の設計とする。</p> <p>a. 構造 換気設備は、排気ダクトをフランジ又は溶接で接続する構造とし、高性能エアフィルタ、排風機及び逆止ダンパを設けて、放射性物質が漏えいしにくく、かつ逆流しにくい構造とする。 また、排気ダクトとの接続部のうち、箱型高性能エアフィルタとの接続部は、保守性を考慮してビニルバッグ構造又はフランジ構造とし、容易に交換できる構造とする。 安全上重要な施設に該当する排気ダクトに接続する箱型高性能エアフィルタの接続部のうち、ビニルバッグ構造の接続部には不燃性のカバーを設ける設計とする。</p> <p>b. 負圧順序 負圧順序は、負圧が深い方からグローブボックス等、工程室等、工程室外の廊下等の順になるようにし、放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(a) グローブボックス等は、グローブボックス排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>(b) 工程室は、工程室排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>(c) 燃料加工建屋は、建屋排気設備と組み合わせ、負圧を維持することで放射性物質の漏えいの拡大を防止する設計とする。</p> <p>c. 起動順序 排風機及び送風機は、グローブボックス排風機、工程室排風機、建屋排風機、送風機の順で起動する機構を設ける設計とする。 なお、室素循環ファンは、グローブボックス排風機の運転後に起動する機構を設ける設計とする。</p> <p>d. 高性能エアフィルタ 建屋排気設備、工程室排気設備及びグローブボックス排気設備の排気側には、放射性物質を除去するための設備・機器として、高性能エアフィルタ(単体捕集効率99.97%以上(0.15μmDOP粒子))を設け、放射性物質を除去する設計とする。 建屋排気設備及び工程室排気設備には2段の高性能エアフィルタを設ける。グローブボックス排気設備には、グローブボックス内のMOXの形態及び取扱量に応じて、3段又は4段の高性能エアフィルタを設ける。 また、グローブボックスの給気口には、高性能エアフィルタを設置し、グローブボックス内の放射性物質が室内に漏えいしにくい構造とする。</p>	<p>前頁からの続き</p>	<p>前頁からの続き</p>